



## 【第6回 COBRAゼミナール】

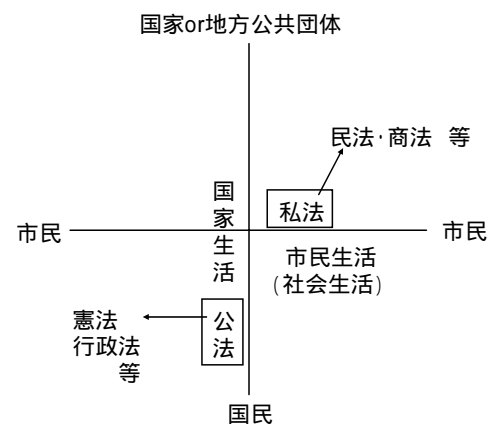
特定非営利活動法人  
建設副産物リサイクル促進機構

日時：平成17年4月22日(金) 18:00~19:30  
場所：文京シビックホール 第2会議室(3階) 【東京都文京区春日1-16-21】  
講師：竹内 俊雄(駿河台大学教授)  
演題：土壌汚染対策法について



内容：

1. 法とはなにか … 紛争の解決規範  
当事者間で紛争を解決できれば法はいらない
2. 法の種類 … 公法と私法  
土壌汚染対策法は公法である。  
公法には必ず目的、定義がある
3. 土壌汚染対策法の目的(法1条)  
土壌の「特定有害物質」による汚染の状況の把握に関する措置  
その汚染による人の健康に係わる被害の防止に関する措置



4. 土壌汚染の状況調査  
使用が廃止された有害物質特定施設に係わる工場  
または事業場の敷地であった土地の調査(法3条1項)  
土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地の調査(法4条)  
調査を命ずる主体は、都道府県知事
5. 汚染区域の指定  
都道府県知事による汚染区域の指定(法5条1項)
6. 土壌汚染による健康被害の防止措置  
都道府県知事は、汚染による健康被害の防止措置を命ずることができる(法7条1項)
7. 指定区域内の土地の変更・土壌採取
8. 国の援助
9. 罰則

質疑：

国民の健康ということであれば厚労省がでてこないのか？大阪のマンション土壌汚染問題について等活発な質疑応答がなされた。

参加者：会員17名、非会員5名の合計22名参加(交流会参加者18名)

資料：当日配布資料が必要な方は、担当者までご連絡下さい。

担当：鈴木 TEL: 03-3872-6064 e-mail: [k.suzuki@kotohcorp.co.jp](mailto:k.suzuki@kotohcorp.co.jp)

第3回講演会のお知らせ

詳細は別途連絡

日時：平成17年6月13日 15:00~17:00

場所：大阪中央公会堂 小集会室

講師：一. 神戸大学 道奥教授 ... 捨石を用いた河川構造物の水理特性  
二. 立命館大学 建山教授 ... 建設施工におけるコンクリートエンジニアリングの実践